

令和7年度 補助金等情報一覧<< 教育委員会 >>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市教育文化振興補助金	以下の全てに該当するもの (1)大会要項等で定められている範囲の参加者(監督・コーチ・選手等) (2)市内居住者又は市外に住所を有する者であって市内に通学・勤務している者、市内住民で組織する団体で参加する者 (3)県予選を経て出場資格を得た者(前年度優勝で出場資格を得ている者等を含む) (4)中学生以下の選手が個人戦に出場する場合に引率する者1名(大会要項等において監督及びコーチ等の参加登録がない場合に限る)	宮城県、東北地区又は国の代表として参加するアマチュア対象の大会かつ公的団体主催の非営利的大会への出場に要する経費の一部を補助する。 【交付対象主催団体】 ・国、地方公共団体 ・日本スポーツ協会及び加盟団体(関連団体含む) ・学校教育及び社会教育団体で市長が認める団体 【対象経費】 交付対象者にかかる費用で、交通費、宿泊費、参加料、保険料のうち、大会参加に直接要する経費 【補助金算出方法】 対象経費の20%を補助	登米市教育委員会教育部 生涯学習課スポーツ振興係 TEL:0220-34-2698	
2	登米市スポーツ競技会開催支援事業補助金 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">R6 末で廃止</div>	以下の全てに該当するもの (1)参加人数が50人以上で、そのうち半数以上が市民であること。ただし、参加人数が100人以上の場合は、市民の参加人数が半数未満であっても交付対象事業とする。 ※参加人数は、選手及び監督とする。 (2)国、県、市、民間企業等からの補助金、協賛金等の交付を受けないこと。 (3)営利を目的とせず、かつ、政治的又は宗教的活動を行わないものであること。	競技スポーツの推進を図るため、スポーツ競技会を開催する社会体育団体に対し補助金を交付する。 【対象経費】 報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料とする。 【補助金算出方法】 (1)参加人数が50人以上500人未満の場合は、参加人数に200円を乗じた金額 (2)参加人数が500人以上の場合は、500人を超過した人数に100円を乗じ、100,000円を加算した金額 (3)補助対象経費から大会参加費(収入)を差引いた金額(1,000円未満は切捨とする) - 上記(1)と(3)、(2)と(3)をそれぞれ比較し、低い金額を補助金額とする。 ただし、大会参加人数が100名以上で、市民参加比率が半分以下の場合は、上記で算出された金額の2分の1の金額を補助金額とする。	登米市教育委員会教育部 生涯学習課スポーツ振興係 TEL:0220-34-2698	
3	登米市児童生徒就学援助費	下記のいずれかの方 (1)生活保護を受けている方 (2)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 (3)個人事業税の減免 (4)世帯に課税された市民税の非課税又は減免 (5)固定資産税の減免	援助の種類は下記のとおり (1)学用品費(学級費等) (2)通学用品費 (3)新入学児童生徒学用品費 (4)校外活動費(泊なし) (5)校外活動費(泊あり) (6)修学旅行費 (7)学校給食費	登米市教育委員会教育部 学校教育課教育振興係 TEL:0220-34-2679	https://www.city.tome.miyagi.jp/gakkoukyoiku/kurashi/kosodate/kyoikuinkai/gakkoukyoiku/syuugakuenjyo.html

		<p>(6) 国民年金の掛金の免除 (7) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予 (8) 児童扶養手当の全額支給 (9) 生活福祉資金の貸付 (10) その他の要件により準要保護と認められるもの</p>	<p>(8) 医療費 詳細については、お問い合わせ下さい。</p>		
4	登米市芸術文化振興支援事業補助金	<p>営利を目的としない市内に住所を有する個人又は法人で構成する団体。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。</p> <p>(1) 政治団体又は宗教団体の活動及び政治的又は宗教的普及宣伝活動と認められるもの (2) 特定の団体及び会員のみを対象とした事業と認められるもの (3) 上記のほか、公序良俗に反するなど対象事業として適当でないと認められるもの</p>	<p>芸術文化の振興に係る各種大会の運営経費の一部を補助する。</p> <p>【対象事業】 (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の大会 (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真等）の大会 (3) 文芸（小説、詩、短歌、俳句等）の大会</p> <p>【対象要件】 (1) 文化団体自ら主催し、及び広く市民に公開する公益的な事業 (2) 市内で行われる事業 (3) 市の芸術文化向上に資すると認められる事業 (4) 全国から大会参加者を募集して行う事業</p> <p>【補助金の補助率】 次のいずれか少ない額とし、30万円を上限とする。 (1) 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助対象額（全体経費－協賛金を除く諸収入）の2分の1以内。ただし、協賛金が上回る場合は、補助対象額から協賛金を控除した額。</p>	登米市教育委員会教育部 文化財文化振興課 文化財文化振興係 TEL : 0220-34-2332	